

了鳥取県公報

平成14年7月2日(火) 号外第103号

每週火:金曜日発行

目 次

規 則 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項の規定による 施術所の届出をした旨の証明書の交付に関する規則(77)(医務薬事課)......2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(78)(")..............6 訓 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令(11)(総務課)......13

── 公布された規則のあらまし ──

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項の規定による施術所の届出 をした旨の証明書の交付に関する規則

1 趣旨(第1条関係)

この規則は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定による施術所の届出を した旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付に関し必要な事項を定めることとした。

- 2 証明書の交付申請(第2条関係)
 - (1) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定による施術所の届出をした者は、 必要があるときは、証明書の交付を知事に申請することができることとした。
 - (2)(1)の申請は、申請書を知事に提出して行うものとし、当該申請書の様式を定めることとした。
- 3 証明書の交付(第3条関係)

知事は、2(1)による申請があった場合には、証明書を交付することとした。

- 4 施行期日等
- (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。
- (3) 鳥取県事務処理権限規則について所要の改正を行うこととした。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則

1 趣旨(第1条関係)

この規則は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及びあん摩マツサージ指圧師、 はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の施行に関し必要な事項を定めることとした。

- 2 施術所の届出(第2条関係)
 - (1) 施術所の届出書の様式を定めることとした。
 - (2) 届出事項の変更に係る届出書の様式を定めることとした。
 - (3) 施術所の休止若しくは廃止又は再開をしたときの届出書の様式を定めることとした。
- 3 出張専門業務の届出(第3条関係)
 - (1) 専ら出張のみによって従事する業務の開始に係る届出書の様式を定めることとした。
 - (2) 専ら出張のみによって従事する業務の休止若しくは廃止又は再開をしたときの届出書の様式を定め ることとした。

- 4 県内滞在業務の届出(第4条関係) 鳥取県に滞在して業務を行うときの届出書の様式を定めることとした。
- 5 施行期日等
- (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規則

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項の規定による施術所の届出をした旨の証明書の交付に関する規則をここに公布する。

平成14年7月2日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県規則第77号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項の規定による施術所の届出をした旨の証明書の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「法」という。)第9条の2第1項の規定による施術所の届出をした旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(証明書の交付申請)

- 第2条 法第9条の2第1項による施術所の届出をした者は、必要があるときは、証明書の交付を知事に申請することができる。
- 2 前項の申請は、様式第1号による申請書を知事に提出して行うものとする。

(証明書の交付)

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合には、様式第2号による証明書を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に法第9条の2第1項前段の規定による届出をした者(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(平成14年鳥取県規則第78号)附則第2項の規定により業務に従事する法第3条の2に規定する施術者の免許の種類を記載した書面及び当該免許に係る免許証の写しを添付して同規則第2条第2項の届出をした者を除く。)に係る証明書については、様式第2号中「免許の種類」とあるのは、「業務の種類」とする。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

3 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

B別事項に係る事務処理権限	別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係) 図別事項に係る事務処理権限	平成14年 7 月 2 日	火曜日 鳥 取!	県 公 報	(号外)第103号 3
中	中		 E 後	改	
が カの あん 1 すべての事務	が カの あん 1 すべての事務		条、第10条関係)		第6条、第10条関係)
が カの二 あん 1 すべての事務	が カの二 あん 1 すべての事務			事項	事務処理権限の区分
が	が	 	專 決 権 者 委任決裁権者 地方機関 地方機関 地方機関 地方機関 地方機関 地方機関 邮長 課長 総合事務 所の 長又は 部長 課長 総合事務 所の 后幕		専決権者委任決裁権者の長文は 地方機関の長文は 地方機関の長文は 地方機関 地方機関 地方機関 地方機関 部長 議長 総合事務 所の局長 所の局所の局所の局所の局所の局所の局所の局所の局所の局所の局所の局所の局所の局所
が カの二 あん 1 すべての事務	が カの二 あん 1 すべての事務		MAN MINISTER	略	Movered Internet
対抗は	対抗は	医 一~九 略	- In the case	医一~九略務	
+~三+七 略	+~三+七 略	ジ指注師、 はり師等等に 関すの表 第9条の2 第1項よる施 術者した書の におの方 をしまの方 をしま でする 規則第77号) に基のを は4年 規則第77号) に基のを は4年 現り、 東のを は4年 は4年 は5年 は5年 は6年 は7日 は7日 は7日 は7日 は7日 は7日 は7日 は7日	保健所長	務薬事課	
	略			十~三十七 略	
		略		略	

様式第1号(第2条関係)

収入証紙 はり付け欄

施術所届出済証明書交付申請書

職氏名様

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項の規定による施術所の届出を した旨の証明書の交付を受けたいので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の 2第1項の規定による施術所の届出をした旨の証明書の交付に関する規則第2条第1項の規定により申請しま す。

年 月 日

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
申請者
氏 名 卿
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

 届出年月日
 年 月 日

 開設年月日
 年 月 日

 施術所の名称

様式第2号(第3条関係)

29.7センチメートル

施術所届出済証明書

施術者の氏名

免 許 の 種 類

名

42センチメートル

称

開設者の氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

開設者の住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

上記のとおり届出があったことを証明します。

年 月 \Box

職氏名

印

備考 厚さ2センチメートル以上の木札であること。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成14年7月2日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県規則第78号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和58年鳥取県規則第64号)の全部を 改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「法」という。)及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第19号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施術所の届出)

- 第2条 法第9条の2第1項前段(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、 様式第1号による届出書により行わなければならない。
- 2 法第9条の2第1項後段(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式 第2号による届出書により行わなければならない。
- 3 法第9条の2第2項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第3号による届出書により行わなければならない。

(出張専門業務の届出)

- 第3条 法第9条の3前段(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第4号による届出書により行わなければならない。
- 2 法第9条の3後段(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第5号による届出書により行わなければならない。

(県内滞在業務の届出)

第4条 法第9条の4(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第6号による届出書により行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に法第9条の2第1項前段の規定による届出をした者は、この規則の施行後最初に同項後段の規定による届出をするときは、改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則第2条第2項の届出書に業務に従事する法第3条の2に規定する施術者の免許の種類を記載した書面及び当該免許に係る免許証の写しを添付しなければならない。この場合において、その添付した書面に記載した事項は、法第9条の2第1項の規定により届け出た事項とみなす。

様式第1号(第2条関係)

施術所開設届出書

職氏名樣

施術所を開設したので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段 (第12条の2第2項において準用する同法第9条の2第1項前段)の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

法人にあっては、主たる事務所の

所在地

届出者

氏 名

法人にあっては、名称及び代表者

の氏名

電話番号

記

開訪	ይ	年	月	日								
名				称								
開設	л Х	の	場	所								
業務	务	の	種	類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・その他							
施術者(の氏名	3及び	当該放	色 術								
者が有る	するタ	き許の	種類									
施術者	が目だ	バ見え	るか見	見え				ロシァ	□ > +>	ST 1		
ないかの	の別						,	見える・	兄んな	.61		
					施		術			室	m²	
					待		合			室	m²	
+# `/#	±л	/# <i>/</i>	T +0.7	# 5	施術室の室面積の7分の1以上に相当する部分						T4: 7 T4:	
構造	設	1佣 (D 概	安	を外気に開放できるかできないかの別(不可能						可能・不可能	
					である場合	こあって	は、換象	気装置の	有無)		(換気装置 有・無)	
					消毒	設	備	の	有	無	有・無	

添付書類

- 1 構造設備の平面図
- 2 施術者が有する免許証の写し
- 注 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第12条の2第2項において準用する同法第9 条の2第1項前段の規定により届け出る場合は、「施術者の氏名及び当該施術者が有する免許の種類」とあ るのは、「施術者の氏名」とする。

様式第2号(第2条関係)

施術所開設届出事項変更届出書

職氏名様

施術所の開設届出事項を変更したので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条 の2第1項後段(第12条の2第2項において準用する同法第9条の2第1項後段)の規定により、下記のとお り届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

法人にあっては、主たる事務所の 所在地

届出者

氏 名

(FI)

法人にあっては、名称及び代表者 の氏名

電話番号

名					称	
施	術	所	の	場	所	
業	務	σ.)	種	類	
变	変	更		事	項	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・その他
更	変		更		前	
	変		更		後	
内	変	更	年	月	日	年 月 日
容	変	更		理	由	

様式第3号(第2条関係)

施術所休止 (廃止・再開)届出書

職氏名様

施術所を休止(廃止・再開)したので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条 の2第2項(第12条の2第2項において準用する同法第9条の2第2項)の規定により、下記のとおり届け出 ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

法人にあっては、主たる事務所の 所在地

届出者

氏 名

(FI)

法人にあっては、名称及び代表者

の氏名

電話番号

名		称	
施	術 所 の	場所	
業	務の	種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・その他
休山	上(廃止・再開)) 年月日	年 月 日
休山	上(廃止・再開	引)理由	

様式第4号(第3条関係)

出張専門業務開始届出書

職氏名様

専ら出張のみによって従事する業務を開始したので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関す る法律第9条の3前段(第12条の2第2項において準用する同法第9条の3前段)の規定により、下記のとお り届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所 届出者

氏 名

(1)

電話番号

業	務	Ø	種	類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・その他
開	始	年	月	日	年 月 日

様式第5号(第3条関係)

出張専門業務休止 (廃止・再開)届出書

職氏名様

専ら出張のみによって従事する業務を休止(廃止・再開)したので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、き ゆう師等に関する法律第9条の3後段(第12条の2第2項において準用する同法第9条の3後段)の規定によ り、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所 届出者

氏 名

(FI)

電話番号

業	務	Ø	種	類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・その他
業	务休止 (原	廃止・再	開)年	月日	年 月 日
業	洛休止 (周	廃止・再	開)理	由	

様式第6号(第4条関係)

県内滞在業務届出書

職氏名様

鳥取県に滞在して業務を行うので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の4 (第12条の2第2項において準用する同法第9条の4)の規定により、下記のとおり届け出ます。

> 郵便番号 住 所 届出者 氏 名 即 電話番号

業	矛	务	Ø	Ŧ	重	類	あん摩マッサ	· - ジ指圧・	その他			
業	務	を	行	う	場	所						
業	務	を	行	う	期	間	年	月	日から	年	月	В
目が	が見え	えるか	か見え	えない	いかの	の別			見える・見えな	111		

訓 令

鳥取県訓令第11号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年**7**月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和26年鳥取県訓令甲第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

表(第2条	会関係)					別 	J表(第 2 ⋬	た関係) 				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘	要		公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘	要
1 ~11の 2 瞬	Š.						1 ~11の2 F	· 各				
12 地方機関 の長印 第 1 号	鳥取県何 所(機関 名)長印	22ミリメー トル平方	機関の長				12 地方機関 の長印 第 1 号	鳥取県何 所(機関 名)長印	22ミリメー トル平方	機関の長		
第 2 号	鳥 取 県県税事務所 長 印	15ミリメー トル平方	税務課長	納税通知書等 により処理す 文書用			第 2 号	島 取 県県税事務所 長 印	15ミリメー トル平方	税務課長	納税通知書等 により処理す 文書用	
第 3 号	鳥取県健康 福 祉 セン ター所長印	15ミリメー トル平方	子ども家 庭課長	納入通知書等 により処理す 婦福祉資金原	する母子・寡		第3号	鳥取県健康 福祉セン ター所長印	15ミリメー トル平方	子ども家 庭課長	納入通知書等 により処理す 婦福祉資金関	る母子
第 4 号	鳥 取 県 何 保 健 所 長 印	50ミリメー トル平方	保健所長	あん摩マッサはり師、きょる施術所届出	⇒う師等に係 出済証明書に		第4号	鳥取県地 方県土整 備局長印	15ミリメー トル平方	住宅環境課長	納入通知書等 により処理す 関係文書用	
第 5 号	鳥 取 県 地 方 県 土 整 備 局 長 印	15ミリメー トル平方	住宅環境課長	納入通知書等 により処理で 関係文書用			13~22 略					
13~22 略	(補向長印			関係又書用								

附 則

この訓令は、平成14年7月2日から施行する。

14	平成14年7月2日	火曜日	鳥	取	県	公	報	((号外)第103号